

第12回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録

日 時：平成31年2月14日（木）

午後2時00分

場 所：榛名支所4階第401会議室

議 事

- (1) 簡易水道事業の概要について
- (2) 平成30年度事業経過報告について
- (3) 平成31年度予算案について

報 告

- (1) (旧) 簡易水道事業基金について
- (2) 水道法の一部改正について

出席委員8名（敬称略）

会長（榛名）	関本 岩雄
副会長（倉渕）	塚越 勤
委員（倉渕）	関 一
委員（箕郷）	生方 寿雄
委員（倉渕）	戸塚 光久
委員（倉渕）	安達 恵美子
委員（榛名）	樋口アサ
委員（倉渕）	石井 若江

市の出席者7名

上下水道事業管理者	新井 俊光
水道局長	森田 亨
経営企画課長	清水 琢磨
料金課長	木本 弘幸
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
倉渕支所農林建設課長	塚本 茂之

事務局4名

経営企画課課長補佐	小池 郁生
経営企画課主査	清水 仁子
経営企画課主査	飯島 真悟
倉渕支所農林建設課課長補佐	大井 良幸

1 開 会 午後1時55分

2 委嘱状交付

○任期満了に伴い、新井上下水道事業管理者から委嘱状交付

3 あいさつ

○新井上下水道事業管理者からあいさつ

4 委員及び市職員の紹介

○委員を事務局で紹介

○市職員は自己紹介

○8名の委員が出席していたので、高崎市簡易水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。

5 会長及び副会長の選出

○関本委員を会長に、塚越委員を副会長に選出後、会長からあいさつ

○高崎市簡易水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、関本会長が議長になり議事の進行を行った。

○議長から会議録署名委員に、生方委員、関委員を指名した。

6 議 事

○会長

事務局からご指名いただきましたので、しばらくの間議長をつとめさせていただきます。ただいまから、運営審議会を始めさせていただきます。

まず、会議録を署名していただく委員をご指名いたします。この件に関しては特に定めはございませんが、1回の会議において2名とし、委員の皆様は順次お願いしたいと思います。本日の会議録署名委員につきましては、生方寿雄委員、関一委員をご指名いたします。両委員には、後日会議録が完成しましたら、ご署名の程よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。最初に「(1)簡易水道事業の概要について」及び「(2)平成30年度事業経過報告について」を一括して行い、質疑応答はその後とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、「(1)簡易水道事業の概要について」経営企画課長から説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは、「議事1 簡易水道事業の概要について」ご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

「簡易水道事業」は、給水人口101人以上～5,000人以下の水道事業で厚生労働省管轄の水道法 第3条の3の中で規定されており、事業の許認可等は、県知

事が行なっております。

資料では、高崎市簡易水道の事業名と位置図及び一覧表を記載しております。

倉渚地域につきましては、川浦・三ノ倉・中部・相満・川浦西簡易水道の5ヶ所、箕郷地域は上善地と中善地簡易水道の2ヶ所、榛名地域は、湖畔・沼ノ原・社家町・上室田原・本庄中戸・北の谷・中室田・中室田北部簡易水道の8ヶ所となっております。全部で15ヶ所となります。

また、一覧表に記載の「配水能力」と「水源の種別」につきましては、後ほどご覧になっていただければと思います。

現在、人口の減少や節水型家電製品の普及等に伴い、水道料金収入の増収は見込めない状況にあります。一方で、施設や管の老朽化が進み維持管理費等の支出は増加しており、財政的には厳しい状況となっておりますが、引き続き、経営の合理化を図り、老朽化した管の整備等、効率的な事業運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、「簡易水道事業の概要について」の説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。続きまして、「議事2 平成30年度事業経過報告について」事務局から説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは、平成30年度における主な事業経過報告について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

安全な水を安定して供給するため、老朽化した導水管・配水管の布設替や、取水ポンプ、減圧弁、流量計の交換を行い、施設の集中管理を図る目的で、下記事業を実施しました。倉渚地域では、川浦西簡易水道小倉配水池導水管布設替工事、榛名地域では、上室田原簡易水道取水ポンプ交換工事他、資料に記載のと通りの工事を実施いたしました。

以上で平成30年度における主な事業経過報告とさせていただきます。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。では続きまして、「議事3 平成31年度予算案について」経営企画課長から説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは、資料3の「平成31年度簡易水道事業の予算案」についてご説明いたします。公営企業会計の制度上、経営活動に伴う内容の「収益的収入及び支出」と、それに対する「資本的収入及び支出」に区分しており、主には建設改良事業費や、それに伴う簡易水道債の元金の償還等を計上しております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

まず、収益的収入である「簡易水道事業収益」は、1億2,135万1千円の計上でございます。

1項「営業収益」には、主たる営業活動から生じる収入を計上しております。

1目「給水収益」は、10月に予定されております消費税改正及びここ数年の決算額の推移を勘案し、5,864万5千円を見込んでおり、消費税法の改正に伴う給水条例の改正については、3月議会で上程する予定となっております。

2目「受託工事収益」は、消防局から依頼を受けて実施する消火栓修繕等工事に係る受託収入として、40万円を見込んでおります。

3目「加入金」は、新規加入7件分、39万2千円を見込んでおります。

4目「その他の営業収益」は、公共下水道事業会計からの検針等に係る負担金など、19万4千円を見込んでおります。

2項「営業外収益」には、主たる営業活動以外から生じる収入を計上しております。

2目「他会計補助金」は、簡易水道事業の費用に充てる一般会計からの繰入金で、1,573万5千円を計上しております。

3目「長期前受金戻入」は、償却資産の取得及び改良のため過年度に交付された補助金等を、減価償却費に応じて順次収益化するという、会計処理上の収益を計上しており、実際に現金が入るというものではありません。

3項「特別利益」には、経常的な収益に該当しない、臨時的な収入を計上する予算科目で、全て存目計上しております。

次に、収益的支出である「簡易水道事業費用」ですが、1億4,090万4千円の計上でございます。

1項「営業費用」には、主たる営業活動から生じる費用を計上しております。

1目「原水及び浄水費」は、浄水施設や水源等の維持管理に要する費用で、水質検査手数料、浄水施設修繕費、配水池清掃業務など、3,009万1千円の計上でございます。

2目「配水及び給水費」は、配水管等の維持管理に要する費用で、漏水修繕など992万9千円を計上しています。

3目「受託工事費」は、消火栓修繕の受託工事を実施する費用で、37万8千円を計上しております。

4目「業務費」は、検針や料金の調定及び収納などに要する費用で、576万6千円を計上しております。

5目「総係費」は、事業運営に必要となる総括的な費用で、倉渕支所の人件費負担金など、1,226万7千円を計上しております。

6目「減価償却費」及び7目「資産減耗費」は、所有資産に係る原価、管の布設替に伴う資産の減少分を計上しております。

8目「その他の営業費用」は、存目計上しております。

2項「営業外費用」は、主たる営業活動以外から生じる費用を計上しております。

1目「とりあつかいしよび支払利息及び企業債取扱諸費」は、簡易水道債の支払利息582万1千

円を計上しております。

3項「特別損失」には、経常的な費用に該当しない、臨時的な費用を計上しております。

4項「予備費」には、不測の修繕工事等に備え、200万円を計上しております。続きまして、「簡易水道事業資本的収入」ですが、1,256万8千円の計上でございます。

1項「出資金」は、簡易水道債の償還金に充てる一般会計からの繰入金で、1,176万7千円を計上しております。

2項「負担金」は、一般会計等からの依頼工事に係る負担金収入で、80万円を計上しております。

3項「固定資産売却代金」は、存目でございます。

最後に「簡易水道事業資本的支出」ですが4,437万4千円の計上でございます。

1項「建設改良費」は、建設工事などに係る支出を計上しております。

1目管網整備費は、中部簡易水道権田・岩下地区配水管布設替工事として1,109万円を計上しております。

2目負担工事費は、一般会計からの依頼等による消火栓設置工事で、77万8千円を計上しております。

3目施設改良費は、中善地簡易水道残留塩素計設置工事、本庄・中戸簡易水道配水池水位計設置工事等、合計で819万4千円を計上しております。

3項企業債償還金は簡易水道事業債の元金償還金で、2,329万3千円を計上しております。

4項予備費は緊急の依頼工事など、不足の資本的支出に備え100万円を計上しております。

なお、支出額に対しての収入額の不足については内部留保資金で補填をいたします。以上で、平成31年度の簡易水道事業の予算案についての説明を、終わらせていただきます。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。次に報告に移ります。「報告1（旧）簡易水道事業基金について」事務局から説明をお願いします。

7 報 告

○経営企画課長

それでは、「（旧）簡易水道事業基金について」ご説明いたします。
お手元の資料4をご覧ください。

簡易水道事業基金につきましては、平成18年の合併時に旧倉渚村から引き継いだものであり、これまで倉渚地域における施設整備費に活用してまいりました。

平成30年度からの公営企業会計移行後は、基金としては廃止しており、残額を企

業会計に引き継いだうえで、これまでどおり倉渕地域の施設整備費に活用しているところ です。

今年度は、川浦西簡易水道小倉配水池導水管布設替工事に活用し、残高につきましては、資料のとおり平成30年度末では、16,698,544円の予定です。

平成31年度予算では、倉渕地域の管網整備並びに施設改良費として、6,480,000円を活用予定であり、残高につきましても清算になるまで本審議会の中で報告させていただきたいと考えております。

「(旧)簡易水道事業基金について」の説明は以上です。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。ないようでしたら、続きまして「報告2 水道法の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは水道法の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。
資料5の1「改正の趣旨」をご覧ください。

「水道法の一部を改正する法律」につきましては、平成30年12月6日に可決成立し、同月12日に公布されたところでございます。改正の趣旨といたしましては、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために、人口減少社会を迎えて経営状況の悪化も懸念される中、小規模で脆弱な水道事業では水道サービスを継続できない恐れが生じているなどの課題解消のため、水道の基盤の強化を図るという目的で制度改正されたものでございます。

2の「改正の概要」をご覧ください。今回の改正の主となる5つの項目について、説明させていただきます。

(1)の「関係者の責務の明確化」及び(2)の「広域連携の推進」につきましては、国、都道府県、市町村、水道事業者等のそれぞれの役割を明文化し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県を広域連携の推進役とすることを示したものでございます。

(3)の「適切な資産管理の推進」につきましては、水道施設台帳の作成及び保管を義務付けるとともに、水道施設の計画的な更新、また、更新に関する費用を含む収支の見通しの作成・公表に努めることを規定したものでございます。

(4)の「官民連携の推進」につきましては、コンセッション方式を導入し、官民連携を推進するものでございます。これまでもメーター検針や料金徴収等に係る委託、浄水場の運転管理等の委託など官民連携はございまして、コンセッション方式についても現制度での導入が可能となっております。ただし、現制度でコンセッション方式を採用するには、地方公共団体が水道事業の認可を返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受ける必要がありました。

今回の改正による官民連携につきましては、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持し、給水責任を自治体に残した上で、水道施設の運営を民間事業に実施

させることができるというものでございます。

コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つでございます。コンセッション方式の採用につきましては、広く市民の皆様からご意見を頂戴し、検討していくこととなります。又、その内容については、PFI法により市町村が条例で定めることになっており、運営権の設定にあたっては議会の議決が必要となります。水道料金につきましても、市町村が条例で定めることになっておりますので、仮に採用したとしても無制限に料金が値上りすることはございません。

民営化という表現がされているため、広く新聞等でも取り上げられておりますが、JRや郵政民営化とは違い、包括的な事業委託ということです。

なお本市におきましては、現時点でコンセッション方式の採用は考えておりません。

(5)の「指定給水装置工事事業者制度の改善」について説明いたします。制度では給水装置工事は管理者が指定した給水装置工事事業者が行う旨を規定し、また、規程において指定給水工事事業者について必要な事項を定めております。現制度におきましても、指定工事事業者に変更があった場合は届出をしなければならない旨の規定がございますが、実際は事業者から届出がない場合もあり、配管技能者の配置状況や休廃止等の実体把握が困難となっておりました。このため工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、今回の改正で、指定給水装置工事事業者の指定について、5年の更新制を導入するもので、関係する条例等については必要な改正を行なう予定です。

最後に、3の「施行期日」でございますが、公布の日となります平成30年12月12日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日でございます。ただし、水道施設台帳の整備に係る規定につきましては、施行日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行となるものでございます。以上となります。

よろしく願いいたします。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。これ以外でも各地域の簡易水道に関してご質問がありましたら、よろしく願いします。

○戸塚委員

先ほどのPFI方式ですが、今のところ高崎市では導入の予定はないということで、よろしいのでしょうか？

○経営企画課長

今のところ予定はありません。制度としては可能ですが、採用するかどうかを検討する時期でもないと考えております。

○塚越委員

今年、雨が少ないですが水不足の心配は？取水制限を実施するということは？

○水道局長

市の水道の取水は利根川が半分、吉井地域については鏑川から取水をしておりますが、現在利根川上流の8ダムの合計貯水量が20億tをきるか否かというところで17億5千tをきると取水制限が始まります。このまま雨が降らない状況が続くと心配されるのですが、これから雪解けの時期となり、ダムの貯水量の増水が期待されますので、取水制限は実施せずに大丈夫だろうと考えております。

○塚越委員

倉淵地域については、どうでしょうか？

○倉淵農林建設課長

今のところは大丈夫だと考えております。

○塚越委員

本管の耐用年数についてはどうでしょうか？

○倉淵農林建設課長

適宜順番に更新をしておりますので問題ないと考えております。

○会長

井戸水と違って、湧水地域は雨不足の影響が心配されますので、水道局のご対応をお願いしたいと思います。

○塚越委員

先ほど、料金の急激な値上げ等を行わない内容の話がありましたが、料金を下げる案はありますか？又、メーター検針について、東電等では無人での検針ができるようですが、その様な案はございますか？又電気などは未使用事業所ですと半額になる等の措置があるようですが、水道はいかがでしょうか？

○水道局長

無人検針ですが、電気、ガス等では既に実施されております。スマートメーターと呼ばれるもので、現在3、4メーカーが試験運用的に実施しておりますが、全国展開にはまだ少し時間を要するものと思われまます。ですが、通信の発展に伴い実施が見込まれるかと思われまます。又、料金については、基本料金、使用料金と分かれておりますが、従前通りの金額でお願いしております。

○会長

他にご質問はございませんか。それでは本日予定の議事は全て終了いたしましたので、これで閉会といたします。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

6 閉 会 午後2時35分

第12回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを署名する。

平成31年 月 日

会 長

印

委 員

印

委 員

印